

# 農産物の物流革新調査事業 業務委託仕様書

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響で、ドライバー不足等の問題が加速化・変化し、本県農産物の持続的な物流への不安が高まるとともに、「新たな生活様式」に対応した輸送体制への変革が求められている。

そこで、持続可能で効率的な農産物輸送の実現に向けて、各種調査を実施し、課題解決に向けた検討を行う。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和3年3月22日まで

## 3 委託内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行するものとする。

なお、業務委託の実施にあたっては、みやざき農の物流DX推進協議会（以下、「協議会」という。）と連携し、また、県の助言を反映させるものとする。

### (1) 現状・意向調査

JA、農業法人、輸送会社を対象に、現状及び将来の意向を把握するためアンケート調査を実施し、データ分析を行う。

### (2) 農の物流DX事例調査

ICT、IoT等のデジタル技術や高機能パレット、鮮度保持の新たな資材等を調査し、農業分野に導入できる機器、システムを整理する。

### (3) 相乗り輸送の実証

JA、農業法人、運送会社等による、組織の垣根を超えた共同輸送の実証を行い、業務の効率性やコスト、ドライバーの負担を把握するとともに、運用に最適な電子システム等を検証する。

### (4) 新たな地域物流の可能性調査

デジタル技術を活用した空き施設の無人利用等、新たなローカル物流網のシミュレーションを行い、設備導入や改修の効果及びコストを調査する。

### (5) 研修会等の実施

農産物物流の効率化に導入可能な機器、システムのメーカーや物流の専門家を招へいた研修会等を開催する。

### (6) 施策の整理・提案、事業実施報告書の作成

上記(1)～(5)の取組内容を踏まえ、具現化すべき施策を提案する。

## 4 経費

みやざき農の物流DX推進協議会の構成員及び県職員の旅費を除く全ての経費を委託費に含む。

## 5 成果品

成果報告書 1部

電子データ 1部

## 6 その他

(1) 成果品についての権利は、県に帰属する。

(2) 本事業の受託者は、業務を実施するに当たり、県と十分な調整を行うこと

(3) この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又はこの仕様書の定めのない事項については、必要に応じて、県と受託者が協議の上、定めるものとする。